

西漢における「二王之後」について ——三正説の展開と秦の位置づけ——

佐川繩子

はじめに

『漢書』成帝紀・綏和元年（前八）二月の詔に、

蓋聞王者必存二王之後、所以通三統也。昔成湯受命、列為三代、而祭祀廢絕。考求其後、莫正孔吉。其封吉為殷紹嘉侯。^①王者が必ず二王の後裔を存続させるのは、三統を通じるためであると聞く。昔、成湯が受命して、三代に列せられたが、^②祭祀は途絶えた。その後裔を探し求めると、孔吉が最も正統であった。そこで吉を封じて殷紹嘉侯とする。

とある。殷の後裔として孔吉を封じ、翌三月には、後述する如く孔吉より先に封じられていた周の後裔・周承休侯と共に公爵となつた。こうして「二王之後」が立てられたが、殷→周→漢という王朝交替の順序を示した。

本稿では、「二王の後を存す」という学説の漢代における理解・利用の状況を考察することによって三正説の展開の一端を窺い、その過程で漢家にとつての秦の位置付けが確定することを明らかにする。

一、三正説と太初改曆

王が受命して改曆するという受命改制説については、その起源（学説化された時期）・起点（改制を創めた受命者）、あるいは改制原理について複数の説が存在するが、本稿で扱うのは夏殷周について説明している三正説である。

夏・殷・周の三代の暦が異なるという見解は先秦時代からあつたと考えられるが、三正説と言い得る形にまとめられたものは、文帝（前一八〇～前一五七年在位）の時代の作とされる『尚書大伝』に見える。⁽⁴⁾逸文が複数種あつて本文が確定できないが、例えば、

王者存二王之後、与己為三、所以通三統、立三正。周人以日至為正、殷人以日至後三十日為正、夏人以日至為六十日為正。天有三統、土有三王、三王者、所以統天下也。（『尚書』微子之命疏引）

王者が二王の後裔を存続し、己と合わせて三とするのは、三統を通じ、三正を立てるからである。周人は冬至を正月とし、殷人は冬至後三十日を正月とし、夏人は冬至後六十日を正月とした。天には三統があり、地上には三王がいる、三王とは、天下を統べるものである。

周以至動、殷以萌、夏以牙、物有三變、故正色有三。天有三生三死、故土有三王。王特一生死、是故周人以日至為正、殷人以日至三十日為正、夏以日至六十日為正。是故三統二王、若循連環、周則又始、窮則反本。（『公羊傳』隱公元年疏引）

周は動きを、殷は萌えを、夏は芽生えを基準とし、物は三たび変化するので、正・色には三ある。天には三生三死があるので、地上には三王がいる。王はそれただ一つの生死によるので、周人は冬至を正月とし、殷人は冬至後三十日を正月とし、夏は冬至後六十日を正月とする。三統三王は、循環するものであり、めぐればまた始まり、窮まればその根本に帰る。

とある。夏・殷・周三代の暦は年首を一月ずつ違え、その三種の暦・三種の正月である三正とは循環すること、天の三正に對応して、地上では当代の王と前二代の後裔である二王と合わせて三王が立つ、というのがその骨子である。なお、他の逸文には一日の起点も異なることが見える。⁽⁵⁾また、「正色三有り」とあるように、黑白赤の三色も対応するとされるが、後述する三統説における三色ほどには重視されていないと考えられる。⁽⁶⁾ここには「三正」「三統」の語が共に確認できるが、本文ではこの『尚書大伝』に見える説を三正説と称する。

この三正説を発展させたと言えるのが、『春秋繁露』三代改制質文篇⁽⁷⁾に見える三統説である。⁽⁸⁾

三正以黒統初。正黒統奈何、曰、正黒統者、暦正日月朔於營室、斗建寅。天統氣始通化物、物見萌達、其色黑。故朝正服黒、首服藻黒、正路輿質黒、馬黒、大節綏幘尚黒、旗黒、大宝玉黒、郊牲黒、犧牲角卵。冠于阼、昏礼逆于庭、喪礼殯於東階之上、祭牲黒牡、薦尚肝。樂器黒質。法不刑有懷任新產、是月不殺。聽朔廢刑發德、具存二王之後也。親赤統、故日分平明、平明朝正。

三正は黒統より始まる。黒統を正とするとは何か。黒統を正とするとは、暦の正月は日月が營室にいてついたち、北斗七星の柄は寅を指す。天統の気が通じて物を化し、物が具象化するが、その色は黒である。ゆえに朝服は黒、冠の紐は黒、車の素材は黒、馬は黒、節・綏・頭巾は黒を尊び、旗は黒、大宝玉は黒、郊祭の犧牲は黒、犧牲は卵状の角をもつもの。冠札は阼階で行い、昏礼は庭で迎え、喪礼は東階の上で殯し、祭の犧牲は黒い牡、薦は肝を尊ぶ。樂器は黒い素材。法については妊婦・産んだばかりの者は処罰せず、この月は殺生しない。朔日に暦を聽いて刑を廃止して徳を表し、二王の後裔を存続する。赤統に親しむので、一日は夜明けによつて区切られ、夜明けに参内する。

以下、白統・赤統についても同様に述べる。三正説に言う三正とは、夏・殷・周という歴代王朝が用いた三種の暦を指しているが、『繁露』では三正をその三代から切り離し、服色の規定等の新たな細目を加え、三正各自を象徴する色を冠して黒統・白統・赤統の名を与えた。そして、殷を白統、周を赤統、『春秋』を黒統に該当させたが、夏には言及しなかつた。⁽⁹⁾

正から三色の統に名称が変化したのは、『春秋』を三正循環に代入して殷→周→『春秋』の推移を明言するための方策であると考えられる。つまり、三統説の最大の特徴は、三正を三代から切り離したことにあると言えるのだが、それは『春秋』について説くためであつた。⁽⁹⁾

三統説では更に、各統にとつての帝系とも言うべき三王・五帝・九皇を設定した。

王者之法、必正号、紂王謂之帝、封其後以小国、使奉祀之。下存二王之後以大国、使服其服、行其礼樂、称客而朝。故同時称帝者五、称王者三、所以昭五瑞、通三統也。是故周人之王、尚推神農為九皇、而改号軒轅謂之黃帝、因存帝顓頊・帝嚳・帝堯之帝号、紂虞而号舜曰帝舜、錄五帝以小国。下存禹之後于杞、存湯之後于宋、以方百里、爵号公。皆使服其服、行其礼樂、称先王客而朝。『春秋』作新王之事、變周之制、當正黑統。而殷周為王者之後、紂夏改号禹謂之帝、錄其後以小国、故曰紂夏存周、以『春秋』當新王。

王者の法は、必ず号を正し、王を退けて帝と言い、その後裔を小国に封じて、奉祀させる。下は二王の後裔を大国に存続させ、その服の着服、礼樂の遂行を行わせ、客と称して朝させる。ゆえに同時に帝と称する者は五、王と称する者は三、五瑞を明らかにし、三統を通じるためである。それゆえ周人の王は、神農を九皇に繰り上げて、軒轅を改号して黃帝と言い、帝顓頊・帝嚳・帝堯の帝号を存続させ、虞を退けて舜を号して帝舜と言い、五帝を小国に保存した。下は禹の後裔を杞に残し、湯の後裔を宋に残し、四方百里とし、公を爵号とした。皆、その服の着服、礼樂の遂行を行わせ、先王の客と称して朝させた。『春秋』は新王の事をなすので、周制を変えて、正は黒統に相当する。そして殷周を王者の後裔とし、夏を退けて禹を帝に改めて、その後裔を小国に残すため、「夏を紂け周を存し、『春秋』を以て新王に当つ」と言う。

周は、禹と湯の後裔をそれぞれ杞と宋に封じ、これが周と合わせて三王となる。殷にとつての二王の一であつた虞を二王の位置から退けて、虞の受命の王である舜を帝舜として繰り上げて堯・嚳・顓頊・黃帝と合わせて五帝とし、殷にとつて五帝

の一であつた神農は九皇へと繰り上げられる。こうして周にとつての三王・五帝・九皇が確定する。但し、九皇の内容は神農以外不明である。周に替わる『春秋』では、夏の受命者禹を五帝に繰り上げて、代わりに周を殷と合わせて二王の後とする。このように、『繁露』において「二王の後を存す」という概念は極めて明快である。

『尚書大伝』にも、天の三正に対する地の三王を示すものとして「二王の後を存す」とはあつたが、それが何を指すのか具体的に述べることはしなかつた。三代が循環するとは言うが、三正は夏に始まると考えられ、その場合、三代の中で「二王の後を存す」ことが可能なのは周においてのみである。おそらく三正説とは、三代の最後の周を模範とすべく、周の位置から形成されたものなのであろう。そして、漢が継ぐべきは周なのか、それとも秦なのか、漢の位置を三正説から直ちに導くことはできない。まだ理想的世界としての周を説く段階に止まつており、三正説を応用することを想定していないと見受けられる。

対して、三統説は三正説に重なるものでありながら、模範とすべきものを周ではなく『春秋』としたために、三代以外でも適用できるように夏正・殷正・周正の三正から黒統・白統・赤統の三統へと改定し、その過程で「二王之後」を詳説した。既に三正説の応用が始まつているが、それは漢への適用を視野に入れているからではなかろうか。

以上が三正説三統説の概略である。三正説は三統説に比べると、循環論として完成していない。また、三統説においては三正説より「存二王之後」の重要度が高い。なおこの後、劉歆三統暦や『白虎通』三正篇に見えるように、天地人の三才が三正の要素に加えられ、その結合が強くなつてゆく。天正（統）・地正（統）・人正（統）という考え方には『尚書大伝』や『繁露』⁽¹⁰⁾に見えないので、本稿では取り上げない。

さて、三正説三統説はあくまでも学説である。これらの学説が漢の朝廷において注目される契機となつたのは、武帝期に行われた封禅と並ぶ一大事、太初改暦である。

元封七年（前一〇四）を太初元年に改元改暦したが、この改暦は服色等いくつかの制度の変更を伴うものであつた。

夏、漢改暦、以正月為歲首、而色上黃、官名更印章以五字、為太初元年。（『史記』封禪書）

夏、漢は改暦し、正月を歲首として、黃色を尊び、官名は印章を五字に改め、太初元年とした。

至今上即位、招致方士唐都、分其天部、而巴落下閼運算転暦、然後日辰之度与夏正同。乃改元、更官号、封泰山。因詔御史曰、「……紬績日分、率應水德之勝。……十一月甲子朔旦冬至己晉、其更以七年為太初元年。年名焉逢攝提格、月名畢聚、日得甲子、夜半朔旦冬至。」（『史記』暦書）

今上帝が即位すると、方士唐都を招聘し、天部を分けさせて、巴の落下閼が暦算すると、日辰の度数は夏正と同じであった。そこで改元し、官号を改め、泰山に封じた。御史に詔を下した。「……日分を紬ぐと、ほぼ水徳の勝（すなわち土徳）に適応している。……十一月甲子朔旦は冬至に相当しており、（元封）七年を太初元年と改めよ。年の名は焉逢攝提格、月の名は畢聚とせよ。日は甲子であり、夜半朔旦が冬至である。」

これらの記述によれば、暦は立春正月の夏暦により、服色は土徳の黃に従つたことになる。當時通行していた相勝の五徳終始説に則り、秦の水徳に勝つ土徳を採用して

黃帝土→夏木→殷金→周火→秦水→漢土

という推移を示した。同時に夏暦を採用することによって、新興の説である三正説に則つた場合、

夏正→殷正→周正→漢（夏正）

の循環として解釈することが可能になつた。

なお秦は立春正月・十月歳首としており、漢はこれを踏襲していた。立春正月は夏正に同じであるが、十月歳首は五徳終始説（水徳→冬→十月）によつたものと考えられる。⁽¹⁾

太初改暦において、暦についてのみ三統説が黒統（三正説における夏正）に『春秋』を相当させて新王を予定したことによつて一致した。従来この併存は説の矛盾・混淆と解される傾向にあつたが、『史記』暦書と『漢書』律曆志の記述を比較検討す

ると、『史記』では夏暦採用は計算上のことであるが、『漢書』では学説上のことのように書かれている。⁽¹³⁾『史記』を基準にして読めば、改暦改制自体は五徳終始説によつて導かれたもので、石合香氏が論じるように三正説は後付けの文飾であると考へられる。⁽¹⁴⁾矛盾ではなくて兩立する形になつたと見るのがよい。ただ、五徳終始の循環では秦を数え、三正の循環では秦を無視する形になつたことに注意が必要である。

太初改暦に際して、『漢書』律曆志には児寛等の言として、

帝王必改正朔、易服色、所以明受命於天也。創業變改、制不相復、推伝序文、則今夏時也。臣等聞學褊陋、不能明。陛下躬聖發憤、昭配天地。臣愚以為三統之制、後聖復前聖者、二代在前也。今二代之統絕而不序矣、唯陛下發聖德、宜考天地四時之極、則順陰陽以定大明之制、為万世則。

帝王が必ず正朔を改め、服色を変えるのは、天より受命したことを明らかにするためです。創業すれば改変し、制度は前代によることはしませんが、伝・文を推せば、今は夏の時です。臣どもは学識が偏狭しており、はつきりさせることができません。陛下は聖徳をそなえられて（正朔に対して）発奮なさり、その昭かなことは天地にならんでおられます。

不肖私が思ひますに三統の制は、後聖が前聖によるというもので、二代が前に位置します。現在、二代の統は絶えて順序立つておりません、ただ陛下が聖徳を發揮なさつて、天地四時の極を考察され、陰陽にしたがつて大明の制度を定め、万世の法則とされますことを。

と見える。この「以為らく三統の制、後聖の前聖に復るは、二代前に在るなり」というのは、前二代を存続しておき、その前に戻るという循環を述べて、「二王之後」の存在を暗示している。下文の「今二代の統絶えて序せず」とは、当時「二王之後」が保全されていないことを指すのであろう。この児寛等の言は『史記』暦書の太初改暦の経緯には見えないが、太初改暦を三正説主導により制定されたものと説くための『漢書』の資料操作と見なされ、これを承けて改暦時に三正説が採用されたとは考へられない。また、後述するように武帝期に二王の後裔を存続するということはなされていない。太初改暦に

おいて三正説は後付けされたのであるが、それでも夏正のみの採用であり、学説とは合致していないのである。

二、『史記』の認識

改暦が行われ、三正循環の中に漢を置くことが可能になつた武帝期であるが、当時この認識は普遍化したのであろうか。『史記』を資料にいささか考えたい。

『史記』は太初改暦によつて示された歴史認識を書き込み、五德終始説と三正説による二種の王朝の推移を示していると見られる。⁽¹⁶⁾しかし、三正説の影響について考えてみると、後述するように三正の循環に従い、夏→殷→周→漢の推移を記すことはあるが、三統説の三色には拠つていないことは前稿で論じたので、ここでは「存二王之後」について検討する。

司馬遷は董仲舒に師事したことがあり、『史記』は少なからず春秋公羊学の影響下にあるとされている。例えば、孔子世家の

乃因史記作『春秋』、上至隱公、下訖哀公十四年、十二公。拠魯、親周、故殷、運之三代。

そこで史書によつて『春秋』を作り、隱公より哀公十四年まで、十二公とする。魯に拠り、周に親しみ、殷を故とし、三代に廻らせる。

という記述は、『春秋繁露』三代改制質文篇の

『春秋』應天作新王之事、時正黑統。王魯、尚黑、絀夏親周故宋。

『春秋』は天に応じて新王の事を作成し、己の時を黒統に正した。魯を王とし、黒を尊び、夏を退けて周に親しみ宋を故とする。

によく似ている。『繁露』の「夏を絀け周を親とし宋を故とす」というのは、前代の周にとつての二王の一である夏を二王

から外して、周と宋とを二王の後裔とするということであり、「存二王之後」という概念と密接しているものである。しかし、『史記』は「紹夏」を採用していない。殷・周・魯という三代を見出したに過ぎない。

次に、夏殷周にとつての二王を検討する。周本紀には、

封商紂子禄父殷之余民。……已而命召公釀箕子之囚。命畢公釀百姓之囚、表商容之闇。……命閼天封比干之墓。……武王追思先聖王、乃褒封神農之後於焦、黃帝之後於祝、帝堯之後於薊、帝舜之後於陳、大禹之後於杞。

商紂の子、禄父を殷の余民に封じた。……そして召公に命じて囚われの箕子を釀放させた。畢公に命じて囚われの人々を釀放させ、商容の村を表彰させた。……閼天に命じて比干の墓に土を盛らせた。……武王は先の聖王を追慕し、神農の後裔を焦に、黃帝の後裔を祝に、帝堯の後裔を薊に、帝舜の後裔を陳に、大禹の後裔を杞に封じた。

とあり、武王は夏・殷の後裔のみならず、黃帝・堯・舜、更には『史記』本紀において存在を疑問視した神農の後裔まで封じたことになつてゐる。これに類似する記事は『礼記』樂記篇・『史記』樂書に

武王克殷反商、未及下車、而封黃帝之後於薊、封帝堯之後於祝、封帝舜之後於陳。下車而封夏后之後於杞、⁽¹⁾封殷之後於宋、封王子比干之墓、釀箕子之囚、使之行商容、而復其位。

武王は殷に勝つと、車を降りるよりも前に、黃帝の後裔を薊に封じ、帝堯の後裔を祝に封じ、帝舜の後裔を陳に封じた。車を降りると夏后の後裔を杞に封じ、殷の後裔を宋に封じ、王子比干の墓に土を盛り、箕子を釀放し、商容のもとに行かせて、もとの位に復帰させた。

とあり、『呂氏春秋』慎大覽慎大篇にも

武王勝殷、入殷、未下輿、命封黃帝之後於鑄、封帝堯之後於黎、封帝舜之後於陳。下輿、命封夏后之後於杞、立成湯之後於宋以奉桑林。……封比干之墓、靖箕子之宮、表商容之闇……

武王は殷に勝利して殷に入ると、輿を降りるよりも前に、黃帝の後裔を鑄に封じ、帝堯の後裔を黎に封じ、帝舜の後裔

を陳に封じるよう命じた。輿を降りると、夏后的後裔を杞に封じ、成湯の後裔を宋に封じて桑林を奉じるよう命じた。

……比干の墓に土を盛り、箕子の宮を安んじ、商容の村を表彰し……

と見える。人名や国名に異同があるが、恐らくは漢代前半にはこのような伝承が通行したのであろう。『礼記』『呂氏春秋』には見えない神農後に『史記』周本紀で言及している点が興味を引くが、周が「二王之後」のみを封じたという史実は想定されていないのである。ただ、『礼記』『呂氏春秋』では夏・殷の追存が下車後の行為であることから、下車前の黄帝等との間に何らかの区分があることが窺える。なお、『史記』周本紀では夏後は黄帝等と一括した文脈で扱われており、『礼記』等に見えた区分が消失している。そのためか、殷がいくらか区分されているようにも見える。

『尚書大伝』の「王者は二王の後を存し、己と三と為すは、三統を通じ、三正を立つ所以」という説は、三統説で踏襲された上に、具体化されていることは先に述べた通りである。この考え方方に先行すると見られるのが、『礼記』郊特牲篇の

天子存二代之後、猶尊賢也。尊賢不過二代。

天子が二代の後裔を存続するのは、賢を尊ぶようなものである。賢を尊ぶことは二代を越えない。

であるが、前述の武王の故事を見る限りでは二代以上が存続している。また、殷が虞・夏の後裔を封じ、夏が唐・虞の後裔を封じた、と明記したものはない。⁽¹⁹⁾ 「存二王之後」とは古くからある考えではなく、三正説形成と同時に生まれたものか、或いは古いとしても極めて観念的であつたものが、三正説形成の段階で具体化されたのではなかろうか。郊特牲篇の記事も三正説の萌芽的なものに過ぎないのかもしれない。

つまり、「存二王之後」とは、三正説三統説の一部を担う学説に過ぎないのであつて、史実もしくは伝説として伝えられた言説ではないのである。また、太初改暦においてはこの説は必須ではなかつた。『史記』において、この説をなぞらなかつたのも当然であるとは言える。そもそも、太初改暦に至るまで、改暦推進の動きは一貫して五德終始説に基づいていたのであり、⁽²⁰⁾ 三正説三統説は新興の説なのである。「存二王之後」という考えが通行するのは、後述するように武帝期以降のこ

とである。

三、漢家にとつての「二王之後」

学説としては今文尚書家や春秋公羊学派を中心に三正説三統説の一部として形成・発展されたと見られる「存二王之後」だが、やがて学説の域を出て漢家に用いられるに至る。その過程を辿つてみよう。

太初改暦に伴つて三正循環を採用した形になつた武帝期には、改暦以前に周の後裔を封じることがあつた。『漢書』武帝紀の元鼎四年（前一一二）十一月の詔に

祭地冀州、瞻望河洛、巡省豫州、觀于周室、邈而無祀。詢問耆老、乃得孽子嘉、其封嘉為周子南君、以奉周祀。

冀州で地を祭祀し、黄河・洛水を遠望し、豫州を巡察し、周室は遙か昔のことで今は祭られていないことを見てとつた。耆老に尋ねて、庶子嘉を見出したので、嘉を周子南君に封じ、周の祭祀を奉じさせた。

と見える。この年には始めて后土を祭つたのであるが、この詔はその歸途におけるものである。『史記』封禪書にも、同様の記事が見えるが、そこでの詔は

三代邈絕、遠矣難存。其以三十里地封周後為周子南君、以奉其先祀焉。

三代は遙か昔に途絶えており、遠いことで存続させることが難しい。周の後裔を三十里の土地に封じて周子南君とし、先祀を奉祀させる。

というものであり、『漢書』とは違ひがある。『漢書』からは周を封じた意図が不明瞭だが、『史記』によれば三代の一として、最近の周を封じたことが窺える。これは太初改暦に先立つてゐるが、『史記』によれば三代の追存でしかない。なお、『史記』周本紀の太史公の言には

漢興九十年有余載、天子將封泰山、東巡狩至河南、求周苗裔、封其後嘉三十里地、號曰周南君、比列侯、以奉其先祭祀。漢が興起してから九十余年、天子は泰山で祭祀しようとされ、東に巡狩して河南に至り、周の苗裔を探し求め、その後裔の嘉を三十里の地に封じ、周南君と号し、列侯に準じて、祖先の祭祀を奉じさせた。とあり、封禅の一環であつたかのような文脈になつてゐる。武帝の周追存の意図は知りがたいが、「二王之後」として封じたのではないことは確かである。

なお、『史記』秦本紀及び秦始皇本紀末秦紀によれば、秦は莊襄王元年（前二四九）に東周を滅ぼしたが、「秦不絕其祀、以陽人地賜周君、奉其祭祀」とある。ただし、周本紀には「秦莊襄王滅東周。東西周皆入于秦、周既不祀」とあり、陽人の祭祀もすぐに途絶えたかのようである。

武帝の後百年ほどして、成帝期には実際に二王の後裔が並立した。詔には「王者は必ず二王の後を存するは、三統を通ずる所以なり」とあり、三正説三統説の「存二王之後」の概念に基づいて、既存の周後に加えて殷の後裔を立てたことは明らかである。武帝による周の追存よりここに至るまでの経緯については、『漢書』梅福伝に記述があり、要略すると以下の通りである。

- ①武帝の時、周の後裔の姪姓嘉を周子南君に封じた。
- ②元帝の時、周子南君を周承休侯とし、諸侯王に次ぐ位とした。殷の後裔を探求したが、十余姓に分散していたため、確定しなかつた。
- ③同じ頃、匡衡によつて孔子を殷の後裔と見なす意見が出たが、帝は認めなかつた。
- ④成帝の時、梅福が孔子の後裔を封じて湯の祭祀を奉ずることを建言したが、これも認められなかつた。
- ⑤綏和元年に、孔子の後裔を殷紹嘉公に封じた。

このうち①については述べた。②では、元帝期に殷の後裔を封じる意向があつたことになる。『漢書』元帝紀・初元五年

(前四四)に「以周子南君為周承休侯、位次諸侯王」とあり、これと同時か前後した時期のことであると考えられるが、事の詳細は不明である。

③は②にまつわる出来事のようだが、

以為王者存二王後、所以尊先王而通三統也。……今宋国已不守其統而失国矣、則宜更立殷後為始封君、而上承湯統、非常繼宋之絕侯也、宜明得殷後而已。今之故宋、推求其嫡、久遠不可得、雖得其嫡、嫡之先已絕、不当得立。『礼記』孔子曰、丘、殷人也。先師所共伝、宜以孔子世為湯後。(梅福伝)

思いまするに王者が二王の後裔を存続するのは、先王を尊んで三統を通じるからであります。……今、宋国はすでにその血統が守られずに國を失つており、改めて殷の後裔を立てて始封君として、上は湯の系統を継ぐのであって、途絶えた宋侯を継ぐのではなく、殷の後裔を得たことを明らかにすべきです。今の故宋は、その嫡流を探しても、遠くて不可能です、嫡流がわかつたとしても、その祖先はすでに途絶えており、立てることはできません。『礼記』に、孔子が「丘は、殷人なり」と言つております。先師が共通して伝えることであります。孔子の系統を湯の後裔とするのが適当です。

という匡衡の言からは、三統説に基づいていることが明らかである。そして、既にある周の後に加えて立てるべきは秦ではなくて殷であることは既に自明のことのようであり、ここで問題にされているのは殷の後裔は誰か、という点である。匡衡は孔子の後裔を擧げたが、「經」に合致しないため、その説は採用されなかつた。

匡衡の言には三統説の認識が見えるが、当初から「二王之後」として殷を立てることにしたのかは断定できない。夏殷周の三代の一であつた可能性もないではない。ただ、この段階で「二王之後」説が用いられていることに注意したい。

④は、梅福伝に

成帝久亡繼嗣、福以為宜建三統、封孔子之世以為殷後、復上書曰、「……故武王克殷、未下車、存五帝之後、封殷於宋、紹夏於杞、明著三統、示不独有也。……今成湯不祀、殷人亡後、陛下繼嗣久微、殆為此也。」『春秋經』曰「宋殺其大夫。」

『穀梁伝』曰「其不称名姓、以其在祖位、尊之也。」此言孔子故殷後也、雖不正統、封其子孫以為殷後、礼亦宜之。……」福孤遠、又譏切王氏、故終不見納。

成帝は長いこと繼嗣ができず、福は三統を立てて、孔子の家系を殷の後裔とするのがよいと考え、復び上書した。「……ゆえに武王は殷に勝利すると、車を降りる前に、五帝の後裔を存続し、殷を宋に封じ、夏を杞につなぎ、三統を明示して、己が世を独占しているのではないことを示しました。……今、成湯は祭祀されず、殷人は後裔がありませんが、陛下の繼嗣が長らく微かなのは、おそらくこのためです。『春秋經』に「宋、其の大夫を殺す。」『穀梁伝』に「其れ名姓を称せず、其の祖位に在るを以てし、之を尊ぶなり」と。これは孔子が殷の後であることを言い、正統ではあります。その子孫を殷の後裔として封じると、礼にも適切です。……」福は孤遠で、王氏を非難したので、遂に納められなかつた。

とあり、匡衡同様、周に加えて殷を立てること、その殷の後が孔子であることを述べている。ここで注目すべきは、武王克殷後の行為の解釈であり、五帝の後を封じ、殷・夏の後裔を封じて三統を明らかにしたと説明されていることである。先に述べたように、『礼記』等では、武王が克殷の後に下車する違もなく行つたのは、確かに先代の後裔を封じることであつたが、それは五帝と二王に区別されたものでもなく、三統を明らかにするためでもなかつた。更に言えば、『礼記』では、夏・殷の追存は下車後のことである。梅福の説は、武王の故事を三統説によつて新たに解説している。これは、三統説における五帝・三王に基づくものと見てよからう。⁽²¹⁾なお、梅福の上書は陽朔元年（前一二）以降のことと考えられる。⁽²²⁾この上書は當時認められなかつたのであるから、直ちに綏和元年のこととに繋がつてゐるのではない。

成帝期に「二王之後」がおされた理由は定かでない。梅福の意図は世継ぎができるないことへの対策であつたが、綏和元年の同時期に、元帝の庶孫定陶王欣を太子としている。太子を定め、三統を通じることによつて、漢家の安泰をはかつたのかかもしれない。しかし、このほぼ一年後、成帝は崩御し、次の哀帝の在位期間は短かつた。

太初改暦が行われた武帝期は「二王之後」が立つことはなかつたが、元帝期には「二王之後」を立てて三統を示すという学説が政治の場へと進出した。そして、漢家にとつては、その検討当初から二王とは殷・周を指すものであり、周・秦を指すこととはなかつた。武帝は三代の一として周を追存するのみで、五德終始の中に位置することを認めた秦を追存することはなかつた。この時点では、秦を否定していたとまでは言えない。下つて元帝期には「存二王之後」が検討されたが、その時に既に秦は三正説によつて否定されていたことになる。この間、三正説三統説が支持を得たということであろうか。仔細不明ではあるが、太初改暦後元帝期までの約六十年の間に、王朝の推移からの秦の排除がなされたということである。

ところで、『漢書』眭弘伝に次のような記述がある。

先師董仲舒有言、雖有繼体守文之君、不害聖人之受命。漢家堯後、有伝國之運。漢帝宜誰差天下、求索賢人、禮以帝位、而退自封百里、如殷周二王後、以承順天命。

先師董仲舒が言うには、繼体守文の君があつても、聖人の受命を阻止することはできません。漢家は堯の後、国を伝える巡りあわせがあります。漢帝は人を天下に派遣し、賢人を搜索し、帝位を譲り、退位して自らを百里に封じ、殷・周二王の後裔のように、天命に従うのが宜しうございます。

昭帝元鳳三年（前七八）、泰山・上林での異変によつて漢に禪讓を促す眭弘の言である。「先師董仲舒」とあるように、眭弘は董仲舒の弟子である羸公に師事している。「退きて自ら百里に封ずること、殷周二王の後の如し」とあるのは、『繁露』の「方百里を以て」二王の後を封ずることに通じる。遡れば武帝は周後の嘉を三十里の地に封じており、下れば成帝は百里の地に封じている。「百里」は明らかに三統説に基づくものなのである。

昭帝期は、現実にはまだ周の追存しか行われておらず、元帝期の追存検討にも先立つていて、眭弘の言に見える「殷周二王後」は観念的なものに過ぎず、三統説の適用であることがわかるが、この認識が直ちに元帝期の検討につながるかは判断しがたい。また、本稿では三統説をあくまでも『繁露』の説として扱つてゐるが、眭弘と董仲舒の関係の近さを踏まえると、

三統説は董仲舒のものであると言えそうである。⁽²³⁾

また、ここで「殷周二王」と言い、「二王」に秦を含めないのはここまで述べてきた例同様である。

漢家にとつての「二王之後」とは、殷・周の後裔であり、漢家が示す三統とは、殷・周・漢の三王によつて明らかにされる。太初改暦によつて示された三正の循環にも秦の位置はない。改暦の場合は三正説主導ではないので、偶然の一一致ということになるが、三正説三統説を唱える側にとつては理念と現実との一致でもあつた。但し、適合したのは王朝の推移だけであるのは前述の通りである。

四、三正説と秦の存在

三正説は夏殷周三代について周の視点から述べたものであるから、秦には当然言及しない。そして、太初改暦を三正説によつて説明した段階で、秦を三正循環に含めないことになつた。三統説も『春秋』を対象にしているのだから同様に秦に言及しない。仮に、三統説を形成した者たちが、『春秋』＝「新王」＝漢という認識でいたならば、既に三統説の登場時から殷→周→漢の三統が導かれるることは定まつていたことになる。

『繁露』の作者と見られる董仲舒も、三の循環では秦を数えない。第三対策に、

（前略）然夏上忠、殷上敬、周上文者、所繼之挾、當用此也。孔子曰「殷因於夏禮、所損益可知也。周因於殷禮、所損益可知也。其或繼周者、雖百世可知也。」此言百王之用、以此三者矣。夏因於虞、而獨不言所損益者、其道如一而所上同也。道之大原出於天、天不变、道亦不变、是以禹繼舜、舜繼堯、三聖相受而守一道、亡挾弊之政也、故不言其所損益也。繇是觀之、繼治世者其道同、繼亂世者其道變。今漢繼大亂之後、若宜少損周之文致、用夏之忠者。（『漢書』本伝）……しかしながら夏が忠を尊び、殷が敬を尊び、周が文を尊んだのは、繼承する際の救いとなるものを、用いなければ

ならないからです。孔子の「殷は夏礼に因る、損益する所知るべきなり。周は殷礼に因る、損益する所知るべきなり。其れ或いは周を継ぐ者、百世と雖も知るべきなり」という言葉は、百王が用いるものは、この忠・敬・文の三者であることを意味しております。夏は虞に因りながらも、損益する所を言わないので、道が同一のようであり尊ぶものが同じだからです。道の源は天より出て、天は不変で、道も不変であり、そうして禹が舜を継ぎ、舜が堯を継ぎ、三聖は互いに受け継ぎながら一つの道を守り、綻びを救う政治がないので、損益する所を言わないので、以上のことによれば、治世を継ぐ場合は道は同じであり、乱世を継ぐ場合は道が変ります。今、漢は大乱の後を継いでおり、少しく周の文の極致を損ねまして、夏の忠を用いるのが適当でしょう。

とある。忠敬文の所謂三教を用いて夏（忠）→殷（敬）→周（文）→漢（忠）の循環を述べ、秦を数えることをしない。この三教は三統説には見えない概念であるが、三正説に付隨するものとみなしうる。『尚書大伝』には、

夏后氏主教以忠。（『儀礼』士喪礼疏引）

夏后氏は忠を教化の中心とする。

周人之教以文、上教以文君子、其失也小人薄。（『文選』卷五三李康「運命論」注引）

周人の教化は文により、教化を重んじて君子を文としてが、失われると小人は浅薄になる。

とあり、殷の敬に関する逸文はないが、『塩鉄論』錯幣篇に「（文学曰）三王之時、迭盛迭衰。衰則扶之、傾則定之。是以夏忠・殷敬・周文、庠序之教、恭讓之礼、粲然可得而觀也（三王の時代には、盛衰があつた。衰えれば救い、傾けば安定させる。そこで夏の忠・殷の敬・周の文、庠序の教え、恭讓の礼は、あざやかに見ることができた）」とあり、『說苑』修文篇に「故夏后氏教以忠、而君子忠矣。小人之失野、救野莫如敬。故殷人教以敬、而君子敬矣。小人之失鬼、救鬼莫如文。故周人教以文、而君子文矣。小人之失薄、救薄莫如忠（夏后氏の教化は忠によつたので、君子は忠であつた。小人が粗野になると、粗野を救うには敬しかない。ゆえに殷人の教化は敬によつて君子が敬であつた。小人が鬼に捉われると、鬼を救うには文し

かない。ゆえに周人の教化は文により、君子は文であつた。小人が淺薄になると、淺薄を救うには忠しかない」とあるのは、夏忠・殷敬・周文の三教説が通行したことの証左になる。また、『説苑』の『大伝』との文の類似は、『大伝』にも殷敬を述べていたことを示唆している。三正説と三教が発生を同じくすることは言い切れないが、三正の夏・殷・周と代を同じくすることもあり、三正説同様に用いられたのであろう。

同様の見解は『史記』にも見え、高祖本紀に

太史公曰、夏之政忠。忠之敝、小人以野、故殷人承之以敬。敬之敝、小人以鬼、故周人承之以文。文之敝、小人以僕、故救僕莫若以忠。三王之道若循環、終而復始。周秦之間、可謂文敝矣。秦政不改、反酷刑法、豈不繆乎。故漢興、承敝易変、使人不倦、得天統矣。

太史公——夏の政治は忠である。忠が衰えると、小人が粗野になる、故に殷人は敬によつて受継いだ。敬が衰えると、小人が鬼神を尊ぶようになる、故に周人は文によつて受継いだ。文が衰えると、小人がうわべだけになる、故にそれを救うには忠しかない。三王の道は循環し、終われば始めに返る。周秦の間は、文が衰えたと言える。秦の政治は改めず、かえつて刑法を酷いものにしたが、どうして間違いでないことがあろうか。故に漢が興ると、衰退を受けて改変し、人を倦怠させることなく、天統を得た。

とある。やはり秦を周以来の衰退として扱い、三教を用いて夏→殷→周→漢の推移を述べるのは董仲舒に同じである。但し、『史記』からは一貫した歴史認識を読みとるのは難しく、例えば太初改暦による王朝交替と本紀の立て方が一致しているわけではない。本紀の立て方に対しても古くから解釈があるが、ここでは踏み込まずに、複数の視点が存在することを確認するに止める。

以上のように、三正や、構造は同じである三教の循環を現実に用いた場合には、秦は周の末期の扱いを受けて、天子の統治とは認められていない。

三正説の段階では、漢にとつての秦の扱いを想定していたのかは窺えない。その発展である三統説においては、『春秋』＝新王＝漢と考えた場合に、秦は存在しなくなつた。学説上、三統説では秦を無視できる可能性が生まれた。一方、太初改暦が夏暦を採用したことによつて示された三正循環においては、夏より一巡して夏正に相当するものは漢であり、現実においても秦を数えない端緒となつた。

漢家にとつての「二王之後」を巡る言説が殷・周に限定されて、周・秦に言及することがないのは、学説が内包している可能性と改暦による歴史認識に従つたからである。

三正三統とは別種の理論であるが、質文を用いた例として、『漢書』杜周伝に杜欽の

殷因於夏尚質、周因於殷尚文、今漢家承周秦之敝、宜抑文尚質、廢奢長儉、表實去偽。

殷は夏によつて質を尊び、周は殷によつて文を尊んだ、今漢家は周秦の敝を受けてるので、文を抑制して質を尊び、奢侈を廃して儉約を尊重し、実を表わして偽を去るのが宜しうございます。

という言がある。これは、建始三年（前二〇）の白虎殿での対策の一文であるが、ここでは殷質→周文→漢質という交替を述べており、董仲舒・司馬遷同様に秦を周と合わせて考えてている。質文は二項目循環であつて三の循環とは別種であるが、『礼』三正記に「正朔三而復、文質再而復也」（『白虎通』三正篇引）とあるように、三正と併行した循環である。⁽²⁵⁾ 杜欽の言の当時、成帝期には漢家も既に「二王之後」として殷・周の後裔を想定しており、殷→周→漢という歴史認識が浸透していたことが杜欽の質文交替説の背景にあると思われる。

おわりに

漢家にとつての「二王之後」とは、その説の登場時（元帝期における検討段階）⁽²⁶⁾ から殷・周の後裔を指し、成帝末期に公

式に確立されるに至つた。それは夏→殷→周→漢という推移を示し、三代の次に漢を置くことでもある。三正三統を現実に適応させた場合、夏殷周の三代に続く漢という推移が示され、秦は統一王朝としての存在を否定される。「周秦の弊」、つまり周室衰退の持続とみなすのである。太初改暦によつて示されたもう一つの王朝交代の順序である、黄帝→夏→殷→周→秦→漢という五徳終始説による認識はいつ消えたのか。本稿では五徳終始説を巡る動きについては取り上げなかつたが、三正説三統説に従い漢家が秦を否定した経緯は如上の通りである。⁽²⁷⁾

漢家にとつての「二王之後」が置かれてから約二十年後、王莽は国号を新に改めたが、彼が定めた二王とは周と漢であり、やはり秦は除外された。王莽の建国は、火徳の漢から土徳の新へという相生の五徳終始説を背景にしている。劉歆によつて整理された終始説では、秦は閏位に位置付けられている。そこには三正説三統説がその早い段階から秦を否定するように作られてゐることも影響してゐるのではないかろうか。この点については改めて検討したい。

さて、本稿で論じたのは三正説三統説の展開のほんの一端とそれが漢家に及ぼした影響であるが、経学への影響について付言しておきたい。

『詩經』周頌振鷺篇の毛序には、「振鷺、二王之後来助祭也」とある。鄭玄はこれを「二王、夏殷也。其後、杞也宋也」と解説している。また、経文の「我客戾止、亦有斯容」にも毛伝が「客、二王之後」と注している。ここに言う「二王之後」とは、本稿に述べ来たつた如く、三正説三統説の一部を成す概念である。毛序・毛伝がいつ頃成立したのかは定かでないが、「二王之後」という解説が、三正説三統説の影響下にあることは明白である。王先謙は三家詩も同じ説であると言う。⁽²⁸⁾ 三家詩については検討を要するが、古文の毛詩に今文系の説が吸収されているのは興味深い。仮に三家詩・毛詩ともに三正説三統説に基づくとすれば、この学説が今古の別なく経学においても通行したことが考えられ、三正説の浸透の様子、あるいは漢家の制度や新興学説の、経学に対する干渉の具合が窺われるるのである。⁽²⁹⁾

注

- (1) この「三統」は夏殷周を指すとも考えられるが、ここでは三統を通じる三代、殷周漢を指すと解しておく。

(2) 詔に続いて「三月、進爵為公、及周承休侯皆為公、地各百里」とある。

(3) 川原秀城『中國の科学思想』（一九九六年、創文社）八十九頁～九十三頁参照。

(4) 『玉海』卷二七藝文所引『中興書目』に「按鄭康成序云、蓋自伏生也。伏生為秦博士。至孝文時、年且百歲。張生・歐陽生從學而授之、……生終後、數子各論所聞、以己意彌縫其闕、別作章句、又特撰大義、因經屬指、名之曰伝。劉向校書得而上之、凡四十一篇、而康成始詮次為八十篇。」とある。また、撰者については概ね鄭玄序の通り伏生の弟子歐陽生・張生が師説に自説を加えて成ったものと見られる。池田秀三『尚書大伝』初探』（中村璋八博士古稀記念東洋学論集）、平成八年、汲古書院）参照。

(5) 「夏以平旦為朔、殷以雞鳴為朔、周以夜半為朔」（『太平御覽』卷二十九引）等。

(6) 『尚書大伝』の逸文のうち、黑白赤の三色を明言するのは管見では『白虎通』三正篇所引のものだけである。その引用とは「夏以孟春月為正、殷以季冬為正、周以仲冬為正。夏以十三月為正、色尚黑、以平旦為朔。殷以十二月為正、色尚白、以雞鳴為朔。周以十一月為正、色尚赤、以夜半為朔。不以二月後為正者、万物不育、莫適所統、故必以三微之月也。三正之相承、若順連環也」というものであるが、この逸文以外に黑白赤の具体的な三色を記したもののがないことを踏まえると、「周以仲冬為正」までが『大伝』の引用で、以下はそれを敷衍した『白虎通』の地の文と見ることも可能である。なお、拙稿『史記』に見える循環史觀』（『二松学舎大学論集』第四十七号、平成十六年）注（13）参照。

(7) 引用文は蘇輿『春秋繁露義註』（中華書局新編諸子集成）によるが、俞樾『諸子平議』により一部補つた。

(8) 以下本稿で三統説と言う場合はこれを指し、劉歆三統暦に見える説は対象としない。劉歆の三統説は、先行の説とは三色の順序が逆転しており、他の三正説三統説に纏わる記述とは別個に考えるべきである。このことについては石合香「曆法から見た漢火德説の再検討」（『日本中国学会報』第四十八集、一九九六年）が指摘している。

(9) 川原秀城氏は、董仲舒が『春秋』を新王に相当させたのは、『春秋』の經文より導かれたことだと述べる。前掲書一一〇頁。

(10) 『繁露』三代改制質文篇に「商質者主天、夏文者主地、春秋者主人」とあるが、近藤則之『春秋繁露』の改制説について（『九州中国学会報』第三七号、平成十一年）に述べるように、文意からは「春秋者主天」を作るべきである。この篇には他に天・地・人を取り上げた箇所はない。

(11) 川原秀城氏前掲書は「秦の改正朔は確かに、「年首」の月分の選定については、三正説に直接したがつて、夏正を政治年の開始月とはせず、五徳終始説に則つて、水徳冬の最初の月（孟冬月）の十月を政治暦の年首としたけれども、改正朔の決定や夏正の採用など編暦のより本質的な部分については、むしろ三正説の理論的影響ないし思想的作用を第一としなければならない」（九十三頁）と述べるが、石合香「秦漢期の受命改制——五徳終始説と三正説による検討」（福井文雅責任編集『東方学の新視点』、五曜書房、二〇〇三年）は「秦の改正朔とは、暦元や正月の位置といった暦法の本質的部分は改制することなく、「年始」という政治的年度開始月を設定し、さらにこの「年始」を五徳終始説によつて水徳（冬十月に決定した）と述べて三正説の影響を認めてない。秦の改制が五徳終始説による」とは『史記』等に確認できるが、三正説によつているかは文献には表れていないようである。造暦の理論に影響していける可能性はあるが、本稿は文献に見えていたり認識を対象としているので、この点は措いておく。なお、私見では受命改制説は漢代に台頭したものであり、理念としては太初改暦以前から存在したかもしれないが、現実を誘導するほどの有力な学説ではなかつた。前掲拙稿参考照。

(12) 能田忠亮・藪内清『漢書律曆志の研究』（昭和五十四年、臨川書店）九十一～九十四頁、川原秀城氏前掲書一二二頁等。

(13) 前掲拙稿参考照。

(14) 石合香「漢武帝における太初暦制定の眞の意図」（『東方宗教』第九十四号、平成十一年）・同前掲論文参考照。

(15) 注（14）石合香氏論文参考照。

(16) 前掲拙稿参考照。

(17)『礼記』は「投」に作る。他は同じである。

(18)黄帝後が封じられた祝(『史記』)・鑄(『呂氏春秋』)は古音が同じで、堯後の薦(『史記』)・黎(『呂氏春秋』)は音が近いとされる。陳槃『春秋大事表列国爵姓及存滅表譜異』(民国五十八年、中央研究院歴史言語研究所)黎・祝の項参照。

(19)『史記』留侯世家に見える酈食其の言葉に「昔湯伐桀、封其後於杞。武王伐紂、封其後於宋。」と見えるが、これはそれぞれ前一代のみを封じている。『史記』陳杞世家を見る限りでは、舜後・夏後が殷代を通じて置かれたわけではなく、また舜後が夏代を通じて置かれたのでもない。陳槃前掲書陳・杞の項参考。

(20)石合香氏前掲論文及び前掲拙稿参照。

(21)師古注に「謂封黃帝之後於薦、帝堯之後於祝、帝舜之後於陳、并杞・宋、是為五帝」というが、五帝と三王は別と見るべきである。

(22)梅福の上書は外戚王氏を批判した前歴も勘案されて採用されなかつたのだが、列伝上文によればこの王氏批判は大將軍王鳳が京兆尹王章を獄死させたことに触発されたものであり、王章の死は陽朔元年のことである(成帝紀)。

(23)『春秋繁露』三代改制質文篇をめぐっては、董仲舒の改制説としての研究が複数ある。(注10)前掲近藤則之氏論文参照。

(24)楊樹達『漢書窺管』(一九八四年、上海古籍出版社)による。

(25)時代は下るが、『白虎通』三正篇に「天質地文。質者拠質、文者拠文。周反統天正何也。質文再而復、正朔三而改。三微質文、數不相配、故正不隨質文也」とあり、三正と質文は混同されるが別種の理論であることを述べる。

(26)眭弘の言に既に見えるが、これは漢家に対する意見であつて、漢家自らの認識との関係は定かにしがたい。

(27)本稿で対象としたのは三正説三統説という特定の思想や、それによって導かれた漢家にとっての「二王之後」という形に現われた認識であつて、漢代人に普遍的な歴史観ではない。漢代人が秦をどう見ていたかを論じたものに、鶴間和幸「漢代における秦王朝史觀の変遷」(『茨城大学教養部紀要』第二十九号、一九九五年)がある。

(28)『漢書』王莽伝中に「(始建國元年)莽乃策命孺子曰、……又曰、其以平原・安德・灤陰・鬲・重丘、凡戶万、地方百里、為定安公國、立漢祖宗之廟於其國、與周後並、行其正朔・服色」とあり、また「漢後定安公劉嬰、位為賓。周後衛公姬党、更封為章平公、又為賓。殷後宋公孔弘、運転次移、更封為章昭侯、位為恪。夏後遼西姒豐、封為章功侯、亦為恪。四代古宗、宗祀于明堂、以配皇始祖考虞帝」とあるのによれば、漢と周の後裔を「賓」としてそれ以前の二恪と分けたのは「二王之後」視したことの現れであろう。また、本稿では扱わなかつたが、「二王之後」の礼遇については、岡安勇「中国古代における「二王之後」の礼遇について」(『早稻田大学大学院文学研究科紀要』別冊七、昭和五六年)がある。但し、「二王之後」を周代から存在したものと見ているのは本稿とは異なる。

(29)『詩三家義集疏』に「魯說曰、振鷺、二王之後來助祭之所歌也。」「振鷺至歌也、蔡邕獨斷文、魯說也」と言い、また『漢書』の匡衡の「二王之後」に纏わる言説を引いて「是齊詩亦有此説。韓義蓋同」と言う。なお、家井眞氏の原義解釈によれば、振鷺篇は「宗廟に於ける祖先祭祀の後、西雍での鷺舞いをともなう直会の詩」であり、「客」は「祖靈」を指すとされる。『『詩經』の原義的研究』(一九〇〇四年、研文出版)一二三・一二六頁参照。

(30)『五經異義』には「古春秋左氏說周家封夏・殷二王之後以為上公、封黃帝・堯・舜之後、謂之三恪」(『礼記』郊特牲篇疏引)とあり、左氏説でも「二王之後」という概念が用いられている。